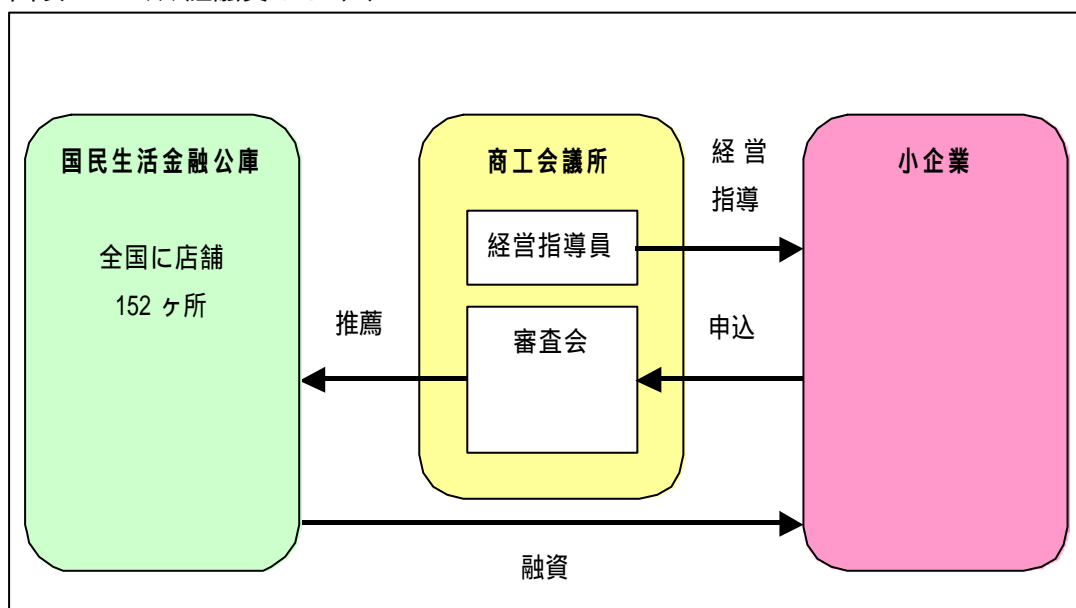


会員事業者で、従業員 20 名以下の小企業について、商工会議所が国民生活金融公庫に融資推薦を行う。1 事業者あたりの融資額は 10 百万円以下¹²⁶と小口だが、期間 7 年まで可能であり、無担保、無保証となっている。なお、同推薦がある場合、国民生活金融公庫では審査が省略される。

この制度の歴史は古く、そもそもの発想は経営改善普及事業の経営指導を受けた小規模企業に対する金融措置が不十分であったため指導を受ける意欲が削がれることが問題視されたものであるが、このモデルには政策金融の本質が象徴されていると考えられる。つまり、政策金融の役割として、自助努力で経営改善に取り組んでいる企業、成長可能性を秘めている企業を、厳格な審査で振り落とすのではなく、経営支援（ここでは経営指導員の指導）を行い融資可能な状態に誘導して、その上で融資するというものである。

現在、国民生活金融公庫の貸付残高 9 兆 5,850 億円（189 万件）のうち、マル経融資は全体比 7.7%の 7,350 億円（35 万件）となっており¹²⁷、推薦を受けた融資の延滞比率は相対的に低いものとされる。

図表 29 マル経融資のしくみ



¹²⁶ 資金用途は運転資金または設備資金。返済期間は運転資金 5 年以内、設備資金 7 年以内（うち据置期間 6 ヶ月以内）。金利は長期プライムレート水準に連動（現時点で 1.1%）。

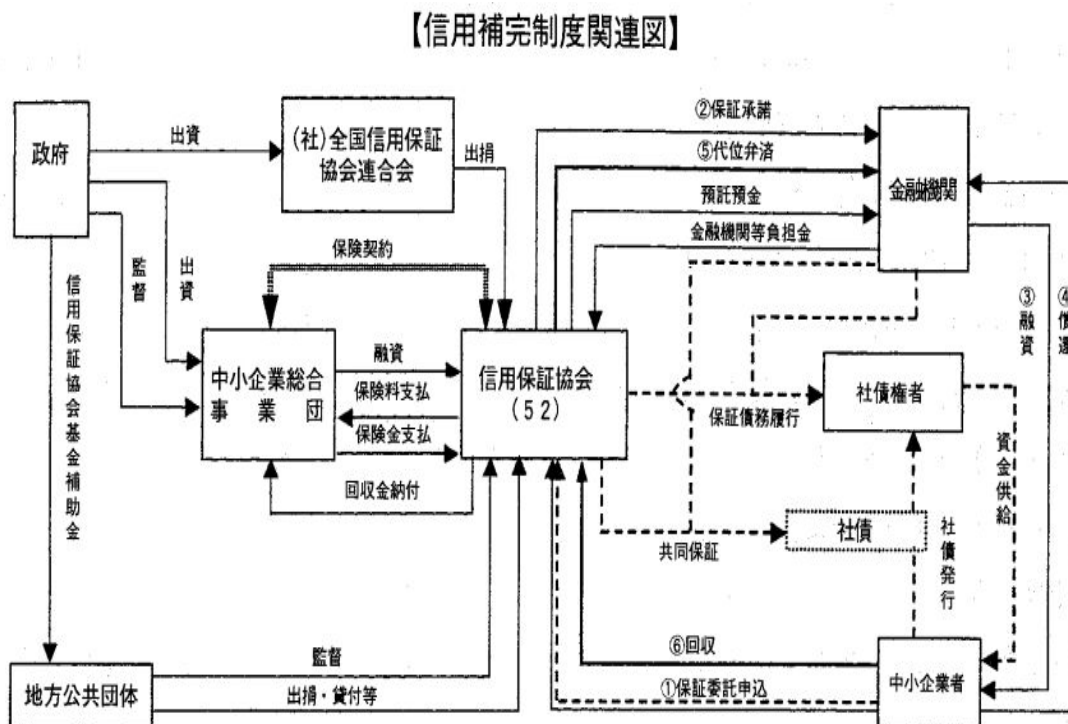
¹²⁷ 2001 年度末時点（国民生活金融公庫 Annual Report 2002 年度版より）。

6.3.4 信用補完制度

信用保証協会¹²⁸は、中小企業の民間金融機関からの借入に際して担保不足を保証によって援助するための公的機関である。その目的は、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図ること」と規定されている¹²⁹。2002年12月末の実績は、保証債務残高34兆円で、中小企業向け貸出残高の約1割をカバーしている計算となる。

日本の信用補完制度の制度的な特徴としては、保証割合が100%となっている点である。信用保証協会は100%を保証し、うち70%～80%¹³⁰が中小企業総合事業団¹³¹によりカバーされる。日本の信用保証制度は、審査機能を金融機関に依存しており、金融機関のモラルハザードを引き起こすリスクを内包している（図表30）。

図表30 日本の信用補完制度



(注1) ①～④は保証申込から償還まで、⑤、⑥は事故による代位弁済から回収まで
 (注2) …は社債保証のフロー

出所：全国信用保証協会連合会のホームページより抜粋。

¹²⁸ 各都道府県に合計52の信用保証協会があり、支所などを含めた事業所数は213ヶ所（2002年12月現在）にのぼる。

¹²⁹ 信用保証協会法第1条

¹³⁰ 保険填補率という。

¹³¹ 旧中小企業保険公庫が吸収合併された経緯がある。

6.3.5 公的機関による中小企業審査のためのインフラ整備

日本では、中小企業金融において、銀行が頼りにする主な外部データ源は帝国データバンクや倒産情報等である。銀行サイドから見れば、中小企業貸出のデフォルト確率等のデータ蓄積が進んでおらず適正な信用リスクの算定が困難であるため、適正利ざやも確保できない状況であり、結果、中小企業への円滑な資金供給が阻害されているのが実情である。

そこで、中小企業庁は、中小企業にとって厳しい金融環境を改善するため、信用保証協会、政府系金融機関、民間金融機関等と連携して、それらが有する中小企業の財務・非財務データ、取引情報等をもとに中小企業の信用力の定量化に資するデータベースシステム（Credit Risk Database, CRD）の構築に取り組んでいる。

本プロジェクトは、情報処理振興事業協会の補助事業として2000年1月にスタートし、2001年3月にシステムが完成した。この時点で、全国12信用保証協会から提供された60万4,000事業者¹³²のデータを蓄積済みである。また、スコアリングロジック14種類を開発済みである。

CRDを運営する組織として、信用保証協会（全国52協会）及び政府系金融機関を中心に2001年3月、「CRD運営協議会」（任意団体）が発足し、民間20金融機関¹³³が同協議会の会員となっている。同協議会は、2001年4月より、参加金融機関に対し、統計情報サービス（企業群ごとのデフォルト発生率、分散状況等）、サンプルデータサービス（匿名の個別企業データ）、スコアリングサービス（スコアの回答サービス）¹³⁴を提供している。提供するサービスの概要は以下のとおり。財務項目（法人91項目、うち必須項目39。事業者個人69項目、うち必須項目20）、非財務項目（属性項目、定性項目、業種区分は日本標準産業分類に準拠）、デフォルト項目（延滞先、実質破綻先、破綻先、代位弁済先）

対象企業は中小企業基本法に基づく中小企業、提供サイクル：財務・非財務項目は年1回、デフォルトデータは原則毎月、提供形態：MOまたはCMT。ユーザーのタイプは、一般ユーザーと会員との二つに区分される。一般ユーザーはCRDに対するデータ提供は行わず、適正な対価の支払いにより一部のみ統計データの入手が可能。これに対し、会員は取引先中小企業のデータをCRDに提供する代わりに、全統計データ¹³⁵を入手できる。

¹³² うちデフォルト9万4,000事業者。信用保証協会の取引先数は220万社であり、政府系金融機関・民間金融機関とあわせて最終的には300万社程度のデータ収集が見込まれる。

¹³³ 富士銀行、青森銀行、東日本銀行、八千代銀行、山形しあわせ銀行、大東銀行、栃木銀行、京葉銀行、わかしおぎんこう、みなと銀行、トマト銀行、島根銀行、熊本ファミリー銀行、王子信用金庫、埼玉縣信用金庫等。

¹³⁴ スコアリングモデルとは、企業の信用度に関する情報を数理統計技術により分析し、企業の将来の信用度合いを予測し、スコアという客観的な形で表示したもの。モデルとしては、東京工業大学理財工学研究センターの故白川浩教授、二宮祥一助教授の提言を踏まえて線形判別モデルを採用。

¹³⁵ ただし、個別企業の認識ができない情報。

7. 中小企業金融分野における国際援助機関の動向

7.1 概況

中小企業政策に関する最近の世界的な議論は、政府の役割は公平なビジネスの場を提供するという点に焦点が絞られており、国際援助における中小企業金融分野もこうした影響を強く受けている。基本的に、関連する援助領域としては、金融セクター改革、銀行監督・規制に関するアドバイス、法制度を含む金融インフラ整備にかかるものが中心であり、産業構造を支えるような中小企業に対する「中小企業金融政策」の観点による援助実績は稀である。

現在は、日本においても、1999年12月に成立した改正中小企業基本法で、中小企業を「多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供し、個人がその能力を發揮しつつ事業を行う機会を提供することにより、我が国経済の基盤を形成するもの」と位置付けて、従来の「画一的な弱者」という中小企業像を払拭している。新たな政策理念としては、従来の「大企業との格差是正」から「中小企業の多様で活力ある成長発展」が提示されている。これは、制定から36年を通じて、定義改正を除けば初めての抜本的な改正であったと言える。かかる文脈の中、中小企業政策の基本理念の転換を受けて、日本の中小企業向け政策金融もその存在意義を問われ、時代のニーズに呼応して自己変革を迫られてきている面もある¹³⁶。

しかしながら、本調査におけるアンケート調査等により判明したことは、ここ1年間程、途上国における「中小企業金融」を切り口とした包括的な援助アプローチについて、一部、検討・模索が始まりつつあるということである。例えば、世界銀行のSME Finance Working Groupは、2002年9月、フランス外務省から担当者を招聘し、中堅から零細企業までを含む包括的な中小企業金融の観点からの援助アプローチについて討論を実施した¹³⁷。他方、ILOでは、実務上はリースや保証ファンドといった特定分野にかかるプロジェクトへの取り組みしかないが、ここ1年間、中小企業金融という包括的なテーマを確立しようとした経緯がある。また、UNCTADでは、中小企業金融分野における政策の役割を一定の枠内で許容する考え方も出てきているものと汲み取れる。

¹³⁶ ただし、現在の日本においても、中小企業金融に固有な問題、情報の非対称性、割高な審査コスト、担保不足、低い信用力等は恒常的な問題であり、これらに対処するための方策は何らかの形で必要である。

¹³⁷ 発表者 Pierre Paris 氏は、商業銀行の対象企業群とマクロファイナンス専門金融機関との境に位置する「中小企業」の投資に対して、ファイナンス・ギャップが生じている点を指摘している。

7.2 国際援助機関別の取組動向

7.2.1 世界銀行（WB）

世界銀行（WB）の基本的な考え方は、中小企業と小企業（零細企業）とに区分し、中小企業は、原則、自由競争によりビジネスさせるべき主体であり、政府の役割は「Level Playing Field」の場を整備するというものである。したがって、金融分野においては、将来、産業を支える成長可能性を有する中小企業に対する援助プログラムではなく、貧困対策の面から零細企業を対象とした「マイクロファイナンス」支援¹³⁸を中心としている。

世界銀行の最近の実績としては、1997年度から2002年度に、50億ドルを中小企業支援案件に投入しており、うち72%が中小企業の金融アクセス支援、12%が経営支援、16%が中小企業支援団体の強化となっている。

一方、国際金融公社（IFC）は、同時期、35億ドルを中小企業支援に充てている。うち約85%が中小企業金融を担う金融機関へ投資されており、IFC内のMedium and Small Business Finance Unit（MSB）がこれを統括している。現在、IFCは六つの案件（Regional Project Development Facility）¹³⁹を運営し、各地で金融技術支援を実施している。

7.2.2 アジア開発銀行（ADB）

アジア開発銀行（ADB）のアプローチも、世銀と類似しており、「Level Playing Field」すなわち公平な競争の場を提供するという考え方を採択している。また、中小企業振興は、民間企業セクター振興として捉えられている。

ADBの近年の援助では、通貨危機後のアジアにおける金融改革を推進してきている。こうした活動においては、政策金融機関の整理が一つのテーマとなっており、政府系金融機関の中小企業向け直接貸付を民間銀行へ移転させ、政府の役割を銀行監督・規制等に絞る方向にある。

7.2.3 米国国際開発庁（USAID）

米国国際開発庁（USAID）では、1994年に「マイクロエンタープライズ開発」という組織を設立して、技術支援、マイクロファイナンスといった零細企業、財務的弱者に対する援助活動を行っている。ただし、中小企業政策を特に重点分野としてはおらず、途上国の状況によって援助の重点項目を変えているようである。

中小企業振興分野に関する基本的な援助方針は、世界銀行と同一であると思われる。USAIDが技術支援として実施しているものとして、法制度整備、キャパシティー・ビルディング、輸出入支援等があるが、特に、消費者金融の整備・改革も含むフレームワークの策定を重視している。

¹³⁸ 世界銀行内のConsultative Group to Assist to the Poorest（CGAP）やNGO等を通じて直接的な財務支援を実施。

¹³⁹ APDF, AMSCO, SPPF, MPDF, SEED, CPDF の六つ。

8．中小企業金融分野における今後の日本の援助戦略策定に向けて

8.1 東アジアにおける中小企業金融にかかる問題の所在

資本市場が未発達な東アジアの途上国においては、当面、中小企業ファイナンスは銀行貸出が中心とならざるを得ないが¹⁴⁰、中小企業貸出市場は、「大手銀行¹⁴¹の大企業向け貸出」と「専門銀行によるマイクロファイナンス」との狭間で、ファイナンス・ギャップが生じていると言われている¹⁴²。途上国において次世代の産業を支えるような中小企業群の成長が、金融仲介機能の不全によって阻害されているとすれば、問題視すべきであり、早急な改善が求められる。

ところが、国際援助の実績動向を見れば、現状、金融監督・規制や金融インフラ整備支援を基本としつつ、大手商業銀行を中心とした金融組織改革、あるいは、社会政策・貧困対策としてのマイクロファイナンス支援¹⁴³が中心的な活動内容となっている¹⁴⁴。

今後、途上国において、次世代の産業を支える中小企業層の出現に対し、国際援助分野の狭間となる可能性の高い「中小企業金融」の面で支援の重要性が高まってくものと考えられる¹⁴⁵。

8.2 日本の経験の優位性

「中小企業金融分野」にかかる援助に際し、日本の経験をどの程度活用することができるのか、あるいは、日本の経験にどの程度の優位性があるのか。

既述のとおり、日本の中小企業金融システムは、高度成長期における日本経済のキャッチアップの歴史的経緯から銀行貸出中心の構造となっており、特に、協同組織金融機関たる信用金庫や政府系中小企業専門金融機関が中小企業貸出市場において量的・質的補完という重要な役割を担っている。この金融システムそのものは、他先進国の事例と比較すれば、程度の差こそあれ、本質的な違いはない。

しかしながら、中小企業金融の発展に必要なものという観点から日本にある個別モデルを抽出すれば（図表 31）、それぞれ日本の独自性を有しており、日本的な金融システムの基本的枠組みの下で機能している。

¹⁴⁰ 勿論、ファイナンス・リース、ベンチャー・キャピタル等を含むファイナンス・チャネルの多様化のための諸施策を否定するものではないが、現在の客観情勢から判断して、当面、それらは補完的な位置付けとならざるを得ない。

¹⁴¹ 中国、ベトナムといった市場経済移行国においては、国営商業銀行と置き換えられよう。

¹⁴² 東アジア各国において、中小企業向け貸出総額を対象中小企業の規模別に分類した金融統計はないため、判断根拠となるデータはないが、東アジアの中小企業金融に携わる者の間では広く指摘されているところである。

¹⁴³ クレジット・スコアリング手法を活用したモデルの導入を伴うもの。スリランカの JBIC 案件や東アジア諸国における ADB や世界銀行の TA 案件等、多くの事例がある。

¹⁴⁴ 国際機関では、ここ 1 年、中小企業金融分野の包括的支援に向けた検討がなされているところである。

¹⁴⁵ 但し、成長可能性のある中小企業群の出現の盛り上がりがなければ、中小企業金融制度を創造してもさして意味がない。なぜなら、金融体制を整備して資金さえ供給すれば中小企業が成長すると言うわけではないからである。

図表 31 中小企業金融における日本型モデル抽出表

	大分類	小分類	モデル
マ ク ロ	銀行監督・規制	行政指導	人為的低金利政策
			店舗行政
	基礎インフラ	会計制度	青色申告
			簿記検定
		信用情報制度	中小企業信用情報、CRD
			信用格付け
		貸出審査の為の情報基盤	業種別審査辞典
業界別経営指標			
担保制度	担保制度	担保関連法	
		登記制度	
ミ ク ロ	情報の非対称性への対応 (相対的に高い審査コスト)	政策金融	直接貸付による補完金融
			産業育成型審査体制
			マル経融資
			信用保証
	審査コストの低減 (中小企業専門金融機関)	地域密着型営業、リレーシ ョンシップ・レンディング	メインバンク
			クレジット・スコアリング
			ノンバンク ¹⁴⁶
	コストを借り手に転嫁	ベンチャー・キャピタル	土地担保主義 ¹⁴⁷
			経営者個人の連帯保証 ¹⁴⁸
	低い信用力への対応	物的担保	歩積み/両建て ¹⁴⁹
			人的保証
			ほか
	他の資金調達チャネル	企業間信用	系列企業の企業間信用
リース			
市場型間接金融		ファイナンス・リース ¹⁵⁰	
		売掛債権担保 ¹⁵¹	
		CLO ¹⁵²	

¹⁴⁶ 金融事業のうち融資業務だけを行う会社で、貸金業規制法に基づく貸金業登録会社全体を指す。

¹⁴⁷ 担保提供は中小企業金融実務の常識ではあるが、特に、日本のバブル期に土地担保の存在のみを重視して行われた貸出行動を指す。

¹⁴⁸ 連帯保証とは、保証人が主債務者と連帯して債務を負担する保証契約をいう。日本の中小企業融資現場では、経営者に対して連帯保証を求めることが常識となっており、中小企業が倒産すれば経営者は大企業と違って生きざりぎりの線まで経営責任が追及される(住宅等、個人資産の処分も含む)。企業金融慣行の中に個人保証が組み込まれているのは、先進国では日本だけとなっている。OECD加盟30カ国では、日本以外、実定法又は確定判例で個人保証は人権侵害を理由として禁止されている。

¹⁴⁹ 金融機関が手形割引や手形担保貸付に際して、割引額や預り金の一部を預金として留保する場合を歩積み、貸出金の全部又は一部の担保もしくは見返し・見合いとして貸出金と並存して預け入れさせる場合を両建てと言う。債務者は表面金利を上回る実質金利を負うため、一時、大蔵省通達により金融機関の自粛措置の対象とされたが、1989年6月に廃止とされた。現在は、金融庁の事務ガイドラインに「過当な歩積み・両建預金を受け入れないための措置を講じているか」が金融機関の健全性に関して報告を求める場合の着眼点となっている。

¹⁵⁰ フルペイアウト(リース料の中にリース物件の取得価格と諸費用がほぼ全額含まれる場合)で中途解約ができないリースのこと。法的には賃貸借契約であるが、経済的には設備の購入資金を融資するのと同様機能がある。

¹⁵¹ 2001年末臨時国会において、中小企業庁は中小企業信用保険法を改正し、売掛債権担保融資制度を創設している。2001年12月17日施行以来、約半年間で、約1,400件、約720億円の実績が挙げられている。井辺[2002]参照。

上表の各モデルのうち、今後の途上国援助において日本が優位性を発揮していけるものはあるか。まず、土地担保主義、経営者個人の連帯保証、歩積み・両建て、行政指導、信用保証制度といったモデルは、確かに日本的な金融慣行として機能し功罪を生んできたが、現在では負の遺産として認識されること多く、将来の途上国援助においてこれらを活用することはさして期待されていないようにも思われる。他方、ベンチャーキャピタル、クレジット・スコアリング、売掛債権担保、CLO といったモデルは、日本が欧米の事例を導入して取り組んでいるものであり、そこに日本の優位性を見出すことは現時点では難しい。

そこで、援助において日本の強みを発揮する可能性があるものとしては、主に次の二つであろう。

- 1) 基礎インフラ整備（会計制度、信用情報制度、貸出審査のための情報基盤、担保制度）
- 2) 中小企業金融における「情報の非対称性」に対処するための政策金融（直接貸付による補完金融、産業育成審査体制、マル経融資）や中小企業専門金融機関における地域密着型営業、リレーションシップ・レンディング

上記 1) は、中小企業の発展にとって不可欠な基盤であるという観点からは途上国にとっては最低限必要な支援項目である。しかしながら、必ずしも日本の経験を踏まえた援助である必要はない。日本の場合、中小企業向けのファイナンスが量的補完の面では比較的充足されていることから、そのための金融インフラ制度についても特段の優位性があると言われることもあるが、根拠は薄い。そもそも、こうした金融インフラ整備については、日本を含む先進国のうちどこのモデルが優位性を持ったものであるかということは検証されてきていない。但し、東アジアの中小企業金融の現状を鑑みれば、個々の中小企業の財務データ未整備や担保不足が最大のボトルネックとなっており、日本の青色申告制度や簿記知識の普及のための簿記検定制度等は中小企業財務データの整備に資する可能性は十分にある。また、「業種別審査辞典」や「業界別経営指標」といった貸付業務支援ツールを東アジアでも整備できれば、現地の貸付担当者の業務がよりスムーズに行え、行き過ぎた「担保主義」からの脱却への方向付けができるかもしれない。

上記 2) は、日本の特徴がよく現れているモデルではあるが、これらも他の先進諸国の事例と比べ、程度の差こそあれ本質的な違いはなく、モデル自体に優位性を見出すことは

¹⁵² Collateralized Loan Obligation. 欧米の銀行が規制資本を効率よく運用することを目的として貸金を証券化した商品のことで、銀行ローンを背景とした ABS（資産対応証券）と言い換えられる。日本でも、1997 年～1998 年に金融収縮が発生した時期に、大手行により何本か発行されたが、市場を形成するまでには至っていない。このように民間銀行が自らの判断で銀行ローンを証券化する取引以外に、日本では地方自治体が推進する CLO（自治体 CLO）が存在する。これは、世界にも類をみない取引である。この先鞭をつけたのが東京都であり、2000 年 3 月に中小企業の資金調達が多様化を図るために実施された。小林 [2002] 参照。

難しい。ただし、国民生活金融公庫における「マル経融資」については、政府系金融機関と商工会議所が連携により資金と経営指導（経営指導員による 6 ヶ月の経営指導）をセットで提供するモデルであり、同モデルの設計自体に独自性がある。今後、各国の諸事情を勘案しつつ当該モデルを東アジアの諸国に移転できれば、相応の効果も期待できよう。

以上のように、日本の個別モデルについては、その制度上の比較優位性を証明することが難しい。しかしながら、金融機関に中小企業審査の技術・ノウハウが存在することがあらゆる金融モデルが機能する大前提となっており、この点が重要である。なぜなら、一般に金融の根幹は審査機能であると言われ¹⁵³、中小企業金融の実務においては、より一層、その能力が問われるためである¹⁵⁴。実は、日本が有する真の優位性は、モデル自体ではなく、各モデルの運用を支える金融機関の「審査機能」にある可能性がある。以下、この側面から考察する。

一般に、中小企業審査は、ある程度機械化できる財務分析と経営者評価といった定性要因分析とをうまくバランスさせることがポイントであり、財務分析を中心とする大企業審査や限られた情報をもとに自動審査を行うマイクロファイナンスと比べて、融資実務の上で高度な人間の判断能力を要する領域である。

近年、金融界の流行となっている米国流の信用リスク管理手法¹⁵⁵については、米国でもスモール・ビジネス¹⁵⁶への貸付において、クレジット・スコアリングによる審査コストの削減といった効果が認められる。こうした技術は、援助分野においても、銀行の融資システムの近代化やマイクロファイナンスという技術支援案件の中で活用されている¹⁵⁷。しかしながら、いわゆる中堅企業から小企業までを幅広く含む中小企業群のファイナンス・ギャップを埋めていくことを目指す場合、クレジット・スコアリングを活用した審査の機械的判断の導入は完全とはいえない。中小企業金融における融資審査では、人間の審査判断能力に依る部分が大きいと考えられていることから¹⁵⁸、クレジット・スコアリングという

¹⁵³ 翁百合[1995]『エコノミスト』1995年1月17日号、近年では、情報の経済学の観点から金融機関の「情報生産」機能（情報の収集・貯蓄・加工）を重視する議論や、「審査能力」という概念を用いて時間と資源を投入して得られ、報酬をもたらす「審査能力」を「資本」として説明する議論もある。

¹⁵⁴ 過去、途上国へ移転した日本の政策金融制度が機能していないのは、審査という金融の根幹が未成熟なままモデルを導入しようとしたことが主因であろう。

¹⁵⁵ 黒崎[1999]によれば、信用リスク管理手法の基本的な特徴は、「貸出先企業の信用力を評価して格付けし、格付けごとに過去の貸し倒れ率を分析し、それに基づいて徴求すべき金利を算出し、さらに、担保条件等を考慮して貸出金利を設定する。同時に、業種別、商品別といった切り口で貸付債権の偏りを把握し、過度の偏りが無いよう、切り口ごとに一定のリミットを設ける」ということ。

¹⁵⁶ 米国では、「スモール・ビジネス」が「いわゆる中小企業」を指す。

¹⁵⁷ クレジット・スコアリングを実施するには、いくつかの財務データや経営者の属性、クレジットヒストリー等といった相応のデータ蓄積が不可欠であるが、同データの蓄積がなされていない途上国の金融機関では難しい面もある。

¹⁵⁸ 中堅・中小企業をマーケット対象とする米国のリージョナルバンクでも、貸付先とのリレーションシップが重視され、スコアリングモデルで算出された格付けに基づく金利がそのまま適用されるわけではないと言われている。

機械的判断の導入は、あくまで人間の審査判断を支援するためのツールであり、自動的に「審査能力」の不足を補うものではないわけである。

日本では、中小企業金融にかかる「審査能力」は、1980年代中頃までの日本型貸出市場分断モデルの中で中小企業に特化して貸出を実施してきた機関、つまり、信用金庫、相互銀行（第二地銀）¹⁵⁹、政府系中小企業専門金融機関において相応の蓄積があると考えられる。

では、そうした「審査能力」は、国際的にみて競争力があるのだろうか。欧米と異なり金融機関職員の質的能力の高さは一般に言われるところだが、その国際比較は難しい。しかし、少なくとも、高度成長期の日本においては、貸出に伴って、顧客中小企業に対し金融機関職員による経営支援がなされており、このような支援システムが中小企業の成長に相応に寄与した可能性は指摘できる。具体的には、審査をベースにした財務アドバイス、営業面も含めた経営支援および不動産売買の斡旋といった支援等である¹⁶⁰。中小企業は情報を含むあらゆる経営資源が限られており、資金を提供すれば成長できるといったものではない。そこで、日本の金融機関職員は、貸出業務の付加価値として、直接的な報酬を受け取ることなく一定の経営支援を行ってきたものと推察される¹⁶¹。したがって、高度成長期の日本では、金融機関の「審査能力」は、単なるリスク・チェックのためではなく、中小企業の成長性を踏まえた経営支援業務においても活用されてきた可能性がある¹⁶²。

先に「借入れ 中小企業の成長」のような単純な構図は疑わしいと述べた。これに対して、ここでの筆者の仮説は、「資金¹⁶³ + 経営支援 中小企業の成長」というものである。ここでいう経営支援とは、欧米流の経営コンサルタントによる高額な有料サービスではなく、地元金融機関を一つのポータルサイトとする地元支援ネットワークを基盤とした中小企業育成である¹⁶⁴。利幅の薄い金利報酬のみを受け取る「貸出」というビジネスモデルにおい

¹⁵⁹ バブル期に、積極営業路線、土地担保偏重といった傾向が強く出ており、この間、審査能力の低下を指摘する声もある（齋藤[2002], pp.198-204 参照）。

¹⁶⁰ 商工会議所、担当貸付先、税理士、中小企業総合事業団等、中小企業を支援する諸団体、あるいは、近所にある町工場の社長等の知り合い・友人関係等、地元ネットワークにより経営支援するという仲介サポートも一般的に行われてきたと言われる。

¹⁶¹ 不況下の現在、地方銀行等でも顧客中小企業の経営建て直し支援が積極的になされているが、財務面からの経営サポートによる過去のノウハウの蓄積がベースになっているものと考えられる。

¹⁶² 最近の状況について、2003年度版中小企業白書によれば、（社）中小企業研究所の「中小企業向け貸出の実態調査」（2003年1月）の結果、金融機関が、重要な審査項目として「成長性」や「事業基盤」よりも、「債務償還年数」、「安全性」、「信用保証協会の保証」を挙げる傾向が認められ、バブル期以降の後遺症がみられる。

¹⁶³ 必ずしも「借入れ」である必要はないが、日本においても、中小企業の資金調達は金融機関からの借入れに依存せざるを得なかった。

¹⁶⁴ （株）UFJ総合研究所は、2002年度、日本のネットワーク型中小企業支援について委託調査を実施しているおり（筆者は調査メンバー）、「平成14年度ソフト分野技術協力支援調査事業 アジアにおけるネットワーク型創業・中小企業支援に関する調査研究」報告書の中で、日本の中小企業支援においてネットワーク型モデルの抽出を試みている。

て、金融機関がそこまで手間をかけることは、経済合理性からすれば不思議な現象ではあるが、日本の高度成長期には、中小企業専門金融機関がそれぞれの審査機能を技術的なバックボーンとし、長期的なリレーションシップを構築しつつ、中小企業の成長に資金面以外でも一定の役割を果たしてきた可能性がある¹⁶⁵。

8.3 今後の日本の援助戦略の方向性と留意点

今後、中小企業金融分野における日本の援助の方向性として、中小企業金融分野の援助における日本の経験の優位性¹⁶⁶や途上国からの期待感等を勘案すれば、中小企業貸出コストを低減するために不可欠な社会的な基礎インフラ（図表 31）の構築支援と共に、中小企業の資金需要に柔軟に対応する政府系金融機関や中小企業専門金融機関の設置または既存の金融機関の組織改革（中小企業貸出に合致した産業育成型審査体制への移行、職員の意識改革等）、マル経融資といった個別の日本型モデルの移転、さらには、あらゆる金融支援の実現の前提となる「審査機能」の強化支援といったことが重要となろう。

今後の中小企業金融分野における援助戦略を検討する上で留意すべきことは、これまでに東アジア各国で設置された日本的な政策金融がさほど機能してこなかった一因が、実施金融機関において前提となる中小企業審査能力が不足していた点や、制度を運営する上で実施機関職員に必要とされる「暗黙知」¹⁶⁷の重要性が見落とされてきた点にある、ということであろう。したがって、今後、これら中小企業金融制度の実施機関及び人材の能力向上にかかる包括的な支援が重要である。

しかしながら、中小企業金融制度の肝となる審査能力及び、組織・制度を動かす組織人に必要な「暗黙知」は、伝達可能な形でのマニュアル化や言語化がなされていないため、途上国に日本型モデルを移転する際は、まず、それらの言語化、図表化等の作業により日本の諸モデルに関する「知」を伝達可能な状態にしておくことが不可欠になってくる¹⁶⁸。このためには、継続的に必要な「知」を蓄積すべく、中小企業金融分野援助にかかる戦略立

¹⁶⁵ 特に、地域に根ざした信用金庫等はそれが存在する地域経済と運命共同体であることから、そうした傾向が強く現れている。

¹⁶⁶ 奥田[2000]は、日本の開発金融支援の方針を、発展段階論的アプローチ、政府介入の有用性、銀行優位の金融システム、政策金融の重視等といった表現で説明している。

¹⁶⁷ 政策金融ファンドのマネージメントスキル、クレジットリスク管理手法、債権回収ノウハウ、実務を行う上での管理手法上の工夫等。

¹⁶⁸ 専門家が途上国で活躍できない場合の一つの原因は、「暗黙知」を有する人間が皆、それを伝達可能な状態に持っていきえるとは限らないためであろう。他方、当該分野では、暗黙知の方が膨大であるため、日本の経験を伝えるには、日本の現場を経験し暗黙知を持っている人間でなければ、伝える情報量は、表面的且つ限定的とならざるを得ない。

案プラットフォームの構築を検討すべきであろう¹⁶⁹。同時に、中長期的視野からの人材育成に加えて、導入するモデルの機能化を促すための実務支援ツールの開発作業¹⁷⁰も重要となる。

今後、こうした実務レベルまでを包含した包括的な援助を実施する場合、少数の専門家派遣や研修員受入れ等によっては限界があるものと予想され、日本の専門家を途上国の対象機関へ大量かつ継続的に派遣する必要があるだろう。具体的には、対象とする途上国において、中小企業金融を志向するいくつかの金融機関を選定し¹⁷¹、同金融機関へ 5～10 名程度の組織改革チームを 3～6 ヶ月間派遣するといった本格的な援助も検討する必要があるかもしれない。

¹⁶⁹ 補論を参照のこと。

¹⁷⁰ クレジット・スコアリング・システム、審査のための財務データを現場で収集するための貸付担当者支援ツール、貸出決裁に必要な帳票、貸付担当者研修キット、中小企業顧客に配布できるような簡易会計ソフト、営業活動支援ツール、貸付業務管理ツール、人事評価システム等。

¹⁷¹ 個別金融機関を一つ一つ強化することで、技術移転の面で、他の金融機関への影響・波及効果も期待できよう。

補論：援助機関における中小企業金融分野援助の為のナレッジ・マネジメント

将来、国際協力事業団が中小企業金融分野における知的支援を遂行する上で、本質的な問題は、中小企業金融分野での日本の「知」が途上国の政策形成過程において活用可能な状態にはなっていないということである。2000年に実施された「中小企業振興分野における知的支援・協力に係る連携促進委員会」の報告書をみると、中小企業金融支援制度の変遷が整理されているが、例えば、なぜ、銀行貸出中心なのか、なぜ政府系金融機関が誕生したのか、どういう政策決定プロセスがあったのか、その功罪は何か等々、途上国の担当者が抱くような基本的な疑問に応えるものとはなっていない¹⁷²。

今後、知的支援の実施のためには、外部専門家との対話を通じて、中小企業金融分野に関する日本の「知」を相応に蓄積し、継続的にメンテナンスし、さらに具体的な案件形成過程において活用していくことが必要である。これは、まさに国際協力事業団という援助機関にとってのナレッジ・マネジメントに他ならない。

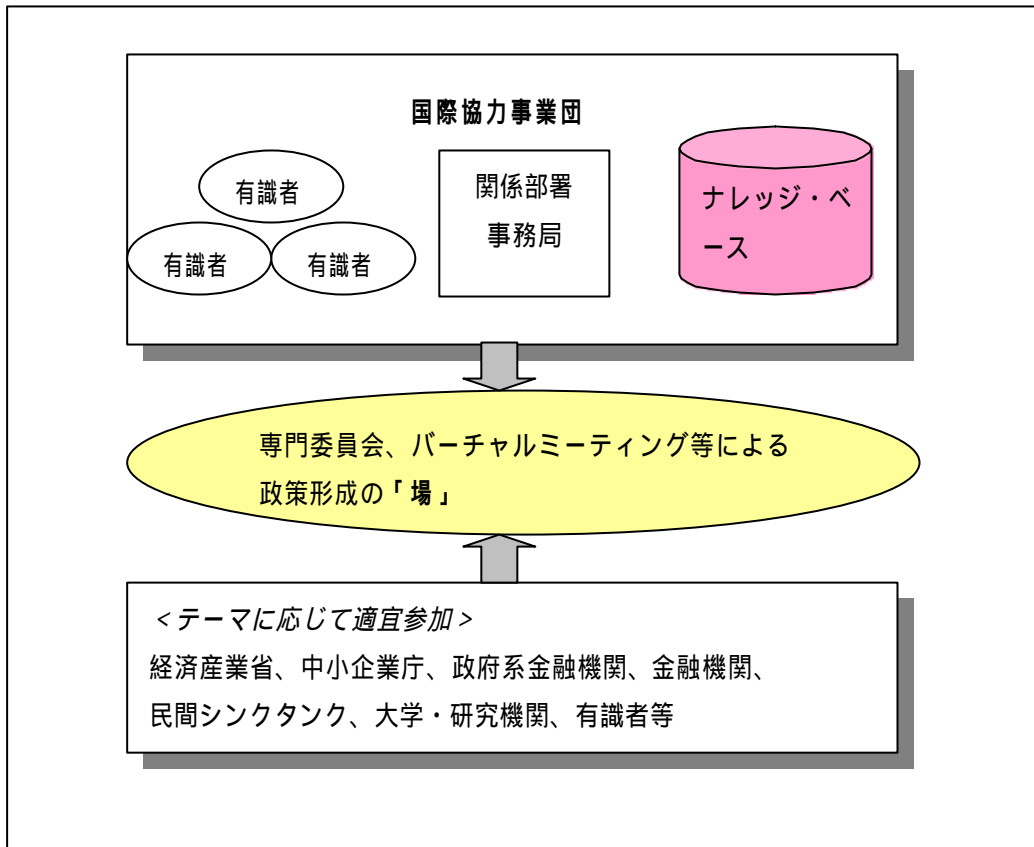
さて、必要な「知」を収集・蓄積していく上では、開かれた「場」(図表 32)を継続的に設定することが一つの手段と考えられるが、これを実行する場合、課題も山積している。

まず、日本の中小企業金融支援に関連する諸機関は、保有情報・ノウハウを非公開とすることが常態となっており、開示情報は法的に開示してもよいと判断されたものに限定されている。結果、形式的な情報にかかる議論に終始する傾向が生じる。さらに、国家公務員、準国家公務員、金融機関職員には守秘義務があり、諸制度を機能させるために真に不可欠な「暗黙知」の共有という点では、「開かれた場」において障害となっている。つまり、「暗黙知」は自らの経験に基づいて物語風に話されることが多いが、国家公務員法に規定された「職務上知りえた秘密を漏らす」という定義が曖昧であるため、同法の適用を受ける者は、「開かれた場」で話すには一定の制約が生じてしまう。

しかし、中小企業金融分野における知的支援を実行するには、言語化された「形式知」だけでは不十分であり、日本の関係機関に属していること、あるいは、属した経験から「暗黙知」を有する個人から、真に有用な情報を引き出し、こうした「暗黙知」を出来る限り「形式知」に変換しておくことが重要である。なぜなら、当該分野における日本の真の強みは、日本型モデルそのものというよりは、それらを動かしている個々人が共有している「暗黙知」の蓄積にあると考えられるからである。

¹⁷²個別調査で見れば、例えば、ベトナムへの中小企業振興調査報告書[1999]では「中小企業金融公庫」の設立が提言されている。これは、日本の経験を抽出し適用させようという試みであると推察されるが、日本の制度という「形式知」を表面的に当てはめたもので、制度の裏にある「暗黙知」を有する人物が記述したものは到底思われない。例えば、「政策金融は専門金融機関に一元化すべきである。中小企業に対する制度金融は専門金融機関を窓口として実施されることが望まれる。」という記述があるが、理由が一切記載されていない。暗に、日本の現行制度がそうであるから良いシステムであると主張しているようにも思われ、日本の現行制度がなぜそのようなスタイルになっているのかという視点が欠落している。したがって、ベトナム側にとっては政策形成過程における有効な情報とはなり得ない。

図表 32 中小企業金融分野援助にかかる戦略立案プラットフォームのイメージ



主要参考文献

【 . 調査の背景・目的】

- 奥田英信[2000]「開発金融の今日の問題点とわが国の開発金融支援 - 知識支援型の政策を目指して - 」,『国際協力研究』(国際協力銀行), Vol.16 No.2 (通巻 32 号), pp.1-8

【 . 調査の基本方針等】

- 藪下史郎・武士俣友生[2002]『中小企業金融入門』, 東洋経済新報社
- 忽那憲治[2000]『中小企業金融とベンチャー・ファイナンス~日・米・英の国際比較~』, 東洋経済新報社
- 塩澤修平[2000]「中堅中小企業に関する理論的分析の視点」, 日本銀行金融市場局ワーキングペーパーシリーズ 2000-J-11
- 足立正道・大澤真[2000]「中堅・中小企業ファイナンス市場の現状と課題」, 日本銀行金融市場局ワーキングペーパーシリーズ 2000-J-10
- 野中郁次郎、泉他裕彦、永田晃也[2003]『知識国家論序説 - 新たな政策過程のパラダイム』 東洋経済新報社

【 . 日本における中小企業金融システム概観】

- 藪下史郎・武士俣友生[2002]『中小企業金融入門』, 東洋経済新報社
- 宮田矢八郎[2001]「中小企業サイドから見た 90 年代金融と今後の展開」,『商工金融』(商工中金) 2001 年 2 月号
- 金融庁[2002]『金融システムと行政の将来ビジョン - 豊かで多彩な日本を支えるために - 』, 日本型金融システムと行政の将来ビジョン懇話会 (2002 年 7 月 12 日開催)
- 中小企業庁[2003]『中小企業金融統計月報』
- 中小企業金融公庫[2002]『2002 年度版中小企業金融公庫』
- 中小企業庁『中小企業景況調査』各号
- 中小企業庁編[2002]『中小企業白書 2002 年度版~まちの起業家の時代へ、誕生、成長発展と国民経済の活性化~』
- 日本銀行「企業短期経済観測調査(短観)」各号

【 . 日本型金融システムの構造とその形成過程】

- 山昌一 [2002]「日本の金融の将来は市場金融モデルの実現にかかっている」,『金融財政事情』 2002 年 8 月 5 日号
- 伊藤修[1997]『日本型金融の歴史的構造』, 東京大学出版会
- 堀内昭義[1999]「日本における金融構造の基礎: 展望」,『ファイナンシャル・レビュー』

(大蔵省財政金融研究所) 1999年6月号

- 池尾和人[2001]「戦後日本の金融システムの形成と展開、そして劣化」,『ファイナンシャル・レビュー』(財務省財務総合政策研究所) 2001年1月号
- 岡崎哲二[1999]「日本の金融政策とマクロ経済:歴史的パースペクティブからの再評価」,『ファイナンシャル・レビュー』(大蔵省財政金融研究所) 1999年6月号
- 南條隆[2002]「戦間期日本における地価変動と銀行貸出の関係について - 不動産金融問題の銀行部門に及ぼした影響 - 」,『金融研究』(日本銀行金融研究所) 2002年6月号

【 . 戦後日本の中小企業金融システムの形成・転換過程】

- 黒瀬直宏[1999]『中小企業政策の総括と提言』, 同友館
- 栗原喜一[1988]『相互銀行』産業界シリーズ 527
- 長野幸彦監修,(社)全国信用金庫協会編[2003]『信用金庫読本第7版』,(社)金融財政事情研究会
- 森静朗[1992]『信用金庫』産業界シリーズ 632
- 牧村四郎[1991]『地方銀行』産業界シリーズ 631
- 全国信用組合中央協会, <http://shinyokumiai.or.jp/>
- 藤野次郎[2002]「協同組織金融機関の意義と課題 - 信用金庫の金融仲介機関としての機能発揮策 - 」,『信金中金月報』2002年12月号
- 佐竹光彦・筒井義郎[2002]「なぜ京都は信金王国なのか? - efficiency structure 仮説の視点による分析 - 」
- 社団法人全国信用金庫協会[2003]「信用金庫の歩み」, <http://shinkin.co.jp/>
- 大原静夫[1992]『現代地方銀行論』, 新評論
- 地方金融史研究会編[1994]『戦後地方銀行史[]成長の軌跡』, 東洋経済新報社
- 石井寛治・杉山和雄編[2001]『金融危機と地方銀行 戦間期の分析』, 東京大学出版会
- 信金中央金庫総合研究所[2002]『全国信用金庫概況』
- 社団法人全国信用金庫協会[2002]『信用金庫 50年史』

【 . 中小企業金融に係る日本型モデルの抽出】

- 青木昌彦, ヒュー・パトリック編, 白鳥正喜監訳, 東銀リサーチインターナショナル訳[1997]『日本のメインバンク・システム』, 東洋経済新報社
- 藤原康史[2003]「北米協同組織金融の源流を探る」,『信金中金月報』2003年3月号
- 数阪孝志・成瀬智[2003]「信用金庫の収益性の動向とその問題点 - 業態間の時系列分析より - 」,『信金中金月報』2003年2月号
- 堀江康熙[2001]『銀行貸出の経済分析』, 東京大学出版会
- 木村隆治[2002]「中小企業の現状と課題」(講演記録),『信金中金月報』2003年3月号
- 国民生活金融公庫[2001]『アニュアルレポート 2002』

- 社団法人全国信用保証協会連合会 , <http://www.zensinhoren.or.jp/>
 - 黒沢義孝[2002]「政策金融改革は国民経済的利益の観点からプラスサム思考で論ぜよ」, 『金融財政事情』2002年12月2日号
 - 松野信也[2002]「政策金融の新潮流 - 金融・資本市場の創造と育成 - 」, 『金融財政事情』2002年11月25日号
 - 奥田英信・黒柳雅明編著[1999] 『入門開発金融 理論と政策』, 日本評論社
 - 江口浩一郎ほか[2002]「特集 信用保証制度の光と影」, 『金融財政事情』2002年4月8日号
 - 高橋敏雅[2002]「特別保証制度 金融機関が債権回収に悪用」, 『日経ベンチャー』2002年6月号
 - 経済産業省[2002] 『信用保証制度の見直しに関する調査研究』
 - 宮坂義之[2000]「特定社債保証とCLO(ローン担保証券)について」, 『信用保証』(全国信用保証協会連合会)2000年No.101
 - 鴨池治・奥津智彦[2003]「地域経済に対する信用金庫の貢献と課題」, 『信金中金月報』2003年2月号
 - 井上有弘[2003]「信用金庫に規模の経済と合併効果 - 生産関数の推計と合併事例による分析 - 」, 『信金中金月報』2003年2月号
 - 伊藤洋悟[2002]「信用金庫は生き残れるか、信金破綻時の出資責任を巡る問題が再燃」, 『金融財政事情』2002年3月25日号
 - 多胡秀人[2002]「非價格的付加価値の提供を通して適正プライシングを実現せよ - 行員の潜在能力を引き出すビジネスモデルの構築を急げ - 」, 『金融財政事情』2002年9月16日号
 - 高松右門[2002]「信用金庫は生き残れるか、経済合理性の追求と信金の使命遂行の止揚に苦悩」, 『金融財政事情』2002年3月25日号
 - 松井公男[2002]「信用金庫は生き残れるか、地方信金の新しい経営モデルを提示する - コミュニティバンクとして生きるための経営戦術 - 」, 『金融財政事情』2002年3月25日号
- 【 . 中小企業金融分野における国際援助機関の動向】
- 国際協力事業団[2001]『事業戦略調査研究 金融に関する政策支援型協力基礎研究 報告書』
 - 石井菜穂子[2001]「開発戦略の変遷と援助の有効性について」, 『ファイナンシャル・レビュー』(財務省財務総合政策研究所)2001年1月号
 - 国際協力事業団[2002]『国別・課題別アプローチのための分析・評価手法報告書 開発課題に対する効果的アプローチ(基礎教育、HIV/AIDS 対策、中小企業振興、農村開発)』, pp. 113-155

- 国際協力事業団[2000] 『鉱工業プロジェクト選定確認調査（中小企業振興に係る高度知的支援協力）調査報告 本編、資料編』
- World Bank SME Dept., <http://ifc.org/sme>
- IFC [2001], World Bank Group Review of Small Business Activities
- IADB SME, <http://iadb.org.sds.sme>
- ADB Private Sector Group, <http://adb.org/PrivateSector>
- EBRD, <http://www.ebrd.org>
- ILO Committee of Donor Agencies for Small Enterprise Development, http://oracle02.ilo.org/empent/empent.portal?p_docid=DONORHEAD&p_prog=S&p_subprog=BD
- ILO Committee of Donor Agencies for Small Enterprise Development [2001] Business Development Services for Small Enterprises: Guiding Principles for Donor Intervention 2001 Edition
- UNIDO SME, <http://unido.org/doc/5069>
- UNCDF Microfinance, <http://uncfd.english/microfinance/index.html>
- UNCDF [1999] UNCDF Working Paper on Microfinance
- USAID Office of Small and Disadvantageous Business Utilization/ Minority Resource Center, http://usaid.gov/procurement_bus_opp/osdbu/
- DFID [2003] International Finance Facility , HM Treasury
- AfD, <http://www.afd.fr/english/activite/index.cfm>
- CIDA, <http://acdi-cida.ca/index-e.htm>
- SAD Small Enterprise Development, <http://intercoop.ch/sed/home/welcome.htm>
- Eric Oldman and Kris Hallberg [2002] SED Working Paper No.3 Framework for Evaluating the Impact of Small Enterprise Initiatives , SAD Small Enterprise Development

【 . 中小企業分野における今後の日本の援助戦略策定に向けて】

- 井辺國夫[2002] 「売掛債権は中小企業金融円滑化の決定打」, 『金融財政事情』2002年8月5日号
- 小林博司[2002] 「CLOが中小企業金融に変革をもたらす - 中小企業にとっての市場型間接金融とは何か - 」, 『金融財政事情』2002年8月5日号
- 黒崎浩（三和総合研究所コンサルタント）[1999] 「米国の中小企業金融 競争激化で登場した新営業戦略とは」, 『エコノミスト』1999年6月22日号
- 齋藤 彦 [2002] 『信頼・信認・信用の構造 - 金融核心論 - 』, 泉文堂
- 中小企業庁編[2003] 『中小企業白書 2003年度版 - 再生と「企業家社会」への道 - 』

【その他参考文献】

(日本の中小企業金融制度)

- (財)ベンチャーエンタープライズセンター(VEC)[2002]『ベンチャー・キャピタル投資状況調査報告概要』, VEC ホームページ
- 中小企業庁編[2002]『中小企業施策総覧』, (財)中小企業総合研究機構
- 中小企業基本法
- 中小企業挑戦支援法(中小企業が行う新たな事業活動の促進のための中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律)
- 新事業創出促進法
- 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律
- 中小企業庁[2001]『中小企業の経営指標 平成13年度調査』
- 堀内昭義[1993]「展望:日本における企業金融の構造」,『ファイナンシャル・レビュー』(大蔵省財政金融研究所)1993年6月号
- G・エメリー・有賀健・河口昌彦[1993]「企業間信用と企業間関係の分析」,『ファイナンシャル・レビュー』(大蔵省財政金融研究所)1993年3月号
- 鳥居泰彦[1993]「経済発展理論の系譜と新潮流」,『ファイナンシャル・レビュー』(大蔵省財政金融研究所)1993年3月号
- デットとエクイティに関する法原理についての研究会[2001]「デットとエクイティに関する法原理についての研究会報告書」,『金融研究』(日本銀行金融研究所)2001年9月号
- 浅子和美・朱寧[1992]「資金調達と資本コスト - 日本の製造業大企業(1961-1989)」,『ファイナンシャル・レビュー』(大蔵省財政金融研究所)1992年6月号
- 菊森淳文[2001]「中小企業向け金融等支援策のあり方」,『Japan Research Review』(日本総合研究所)2001年5月号
- 河村小百合[2003]「中小企業向け政策金融の果たす役割の見直しを - 逆選択と民業圧迫を回避する枠組みの確立を急げ - 」,『Japan Research Review』(日本総合研究所)2003年2月号
- 山中勉[2003]「懸念される企業間信用の動き」,『調査月報』(国民生活金融公庫)2003年1月号
- 宮田矢八郎[2000]「投資家の理解をサポートする格付けシステムの構築を - 新金融調達ルート開拓のために必須インフラ - 」,『金融財政事情』2000年4月3日号
- Mangara Tambunan and Wolfgang Hillebrand [2001] “Institutional Set-up for SME Policy Design and Implementation Case Study Japan,” ADB Background Report
- 日本政策投資銀行[2002]「近年の企業金融の動向について - 資金過不足と返済負担 - 」,『調査第35号』(日本政策投資銀行)

(海外の金融制度)

- P.M.ガーバー・S.R.ワイズブロッド, 吉野直行・真殿達・渡邊博史訳[1995]『アメリカ金融入門』日本評論社
- (財)中小企業総合研究機構訳編[2001]『アメリカ中小企業白書 1998』, 同友館
- (財)中小企業総合研究機構訳編[2001]『ヨーロッパ中小企業白書 2000』, 同友館
- 根本忠宣・黒崎浩[1999]「米国の中小企業金融」, 『エコノミスト』1999年5月18日号~6月29日号
- (社)日本経済研究センター[1997]『2020年の日本の金融 - 金融サービスの将来像 - 』
- 吉野昌甫[2001]「技術基調型中小企業金融方式の一般中小企業との相違点は何か - 」, 『中小公庫マンスリー』(中小企業金融公庫)2001年8・9月号
- 高橋栄二郎・斉藤卓也[2003]「ドイツの金融システムと政策金融」, 『調査月報』(国民生活金融公庫)2003年2月号
- 河合正弘[1992]「アジアNIEs・ASEAN諸国の金融発展と相互依存」, 『ファイナンシャル・レビュー』(大蔵省財政金融研究所)1992年3月号
- 三重野文晴[2002]「途上国における企業資本構成の決定構造 - エージェンシーコスト・アプローチの金融危機以前タイへの適用 - 」, 『経済志林』(法政大学経済学会)2002年12月号
- 高阪章[1993]「アジア諸国の金融改革」, 『ファイナンシャル・レビュー』(大蔵省財政金融研究所)1993年3月号
- 島戸治江・武谷由紀[1999]「東アジアの持続的発展への課題 - タイ・マレーシアの中小企業支援策 - 」, 『開発金融研究所報』

(銀行貸出)

- 根本忠宣(三和総合研究所金融調査室副主任研究員)[1999]「米国の中小企業金融 - リレーションシップ・レンディングの役割と行方」, 『エコノミスト』1999年6月15日号
- 前田努[1996]「わが国銀行業における貸し出し伸び悩みについて - 貸し渋り論に関する考察と実証分析 - 」, 『ファイナンシャル・レビュー』(大蔵省財政金融研究所)1996年3月号
- 遠藤幸彦[1999]「証券化の歴史的展開と経済的意義」, 『ファイナンシャル・レビュー』(大蔵省財政金融研究所)1999年6月号
- 高橋正彦[1999]「我が国における資産流動化の展開と法制整備」, 『ファイナンシャル・レビュー』(大蔵省財政金融研究所)1999年6月号
- 宮川努[1997]「金融環境の変化と設備投資変動」, 『ファイナンシャル・レビュー』(大蔵省財政金融研究所)1997年6月号
- アンソニー・M・サントメロ[1992]「経済活動における金融部門の役割」, 『ファイナンシャル・レビュー』(大蔵省財政金融研究所)1992年10月号

- 有賀健・嶋恵一・二神律子・河口昌彦[1994]「銀行貸出行動と株式収益率：ノート」, 『ファイナンシャル・レビュー』(大蔵省財政金融研究所) 1994年11月号
- 橘木俊詔・野口卓[1998]「1990年代における銀行貸出金利の決定要因分析 - コマーシャル・ペーパー。普通社債との関連を考慮して - 」, 『ファイナンシャル・レビュー』(大蔵省財政金融研究所) 1998年3月号
- 山口義行ほか[2003]「特集リレーションシップ・バンキングの研究」, 『金融財政事情』 2003年1月6日号
- 企業法制研究会[2003]「企業法制研究会(担保制度研究会)報告書～不動産担保から事業の収益性に着目した資金調達へ」, 経済産業省
- 小笹洋一[1996]『金融新時代の中小企業融資マニュアル』, 経済法令研究会
- 中小企業庁[2002]『中小企業の会計に関する研究会報告書』

(市場型間接金融)

- 前川裕志[2002]「地方でも芽生える市場形間接金融への取組み - 中国銀行のシンジケートローンと福岡県のCLO構想」, 『金融財政事情』 2002年8月5日号
- 日本銀行金融市場局金融市場課市場企画グループ[2002]『中小企業売掛債権の証券化に関する勉強会報告書』, 金融市場局ワーキングペーパーシリーズ 2002-J-6
- 山崎和哉[2002]『資産流動化法 - 改正SPC法・投信法の解説と活用法 - 』, 金融財政事情研究会

(銀行規制・金融政策)

- 東谷暁[2000]『金融庁が中小企業をつぶす - なぜ中小企業に資金が回らなくなったのか - 』, 草思社
- 細野薫・杉原茂・三平剛[2001]『金融政策の有効性と限界 - 90年代日本の実証分析』, 東洋経済新報社
- 橘木俊詔[1992]「日本における金融業の規制と規制緩和の経済」, 『ファイナンシャル・レビュー』(大蔵省財政金融研究所) 1992年10月号
- 中川竜一[2001]「日本における金融政策の効果波及経路」, 『国民経済雑誌』(神戸大学経済経営学会) 第185巻第3号, 2002年3月
- 齋藤彦[2001]「我が国監督機関の金融検査」, 『国府台経済研究』(千葉商科大学経済研究所) 第12巻第2号

(クレジット・スコアリング)

- 遠藤幸彦(野村マネジメントスクール主任研究員)[2000]「アメリカにおける新しい中小企業向け金融チャネルの台頭」, 『金融財政事情』 2000年4月3日号
- 東京都民銀行[2003]ホームページ <http://www.tominbank.co.jp>
- 八代恭一郎[2000]「地域金融機関のスモールビジネスローン導入の限界と工夫」, 『金融財政事情』 2000年5月29日号
- 黒崎浩(三和総合研究所金融本部金融ソリューション部研究員)[2001]「クレジット・

スコアリングと中小企業金融」,『中小公庫マンスリー』2001年2月号

- 伊東洋悟「スコアリングと人的審査の併用で成果上げる東京都民銀行」[2001]『金融財政事情』2001年3月19日号
- 中小企業庁計画部金融課[2000]「第二フェーズを迎えた CRD 構想」,『金融財政事情』2000年5月29日号
- 経済産業省ホームページ[2002]「中小企業信用リスク情報データベース (CRD) について」
- CRD 運営協議会[2002]「CRD について」
- 太田博之[2001]「新 B I S 規制を先取りするあさひ銀行の信用リスク管理モデル」,『金融財政事情』2001年3月19日号
- 桜庭淳志[2001]「ギャップが大きい F P 制度の理想と現実 - スコアリングモデルの活用は審査能力低下をもたらす面も - 」,『金融財政事情』2001年7月9日号
- 石川達也・内田義彦[2002]「モンテカルロ法によるプライシングとリスク量の算出について - 正規乱数を用いる場合の適切な実装方法の考察 - 」,『金融研究』(日本銀行金融研究所)2002年6月号
- 安川武彦・神崎有吾[2002]「個別与信のリスク測定を効率的且つ効果的に行うツール」,『金融財政事情』2001年9月16日号~12月16日号
- 池森俊文[1999]「信用リスク管理をめぐる」,『ファイナンシャル・レビュー』(大蔵省財政金融研究所)1999年6月号
- パーゼル銀行監督委員会,日本銀行訳[2000]『信用リスク管理の諸原則』
- 小西湛夫(日本総合研究所)ほか[2000]「プロセス・エンジニアリングによる信用リスク管理を」,『金融財政事情』2000年4月3日号
- 安田隆二(AT カーニー極東アジア総代表)ほか[2000]「信用リスク・マネジメント革命」,金融財政事情研究会
- 山本真司(AT カ - ニーヴァイスプレジデント)ほか[2000]『スモールビジネスファイナンス革命』,プレジデント社
- 関野勝弘(日本長期信用銀行)[1999]『信用リスク管理への挑戦 信用力計量化の実務展開』,金融財政事情研究会
- ジョン・B・カウエット他,高橋秀夫監訳,信用リスク管理研究会訳[1999]『クレジットリスクマネジメント』,シグマベイスキャピタル(株)
(ベンチャー・ファイナンス)
- 石黒憲彦編[2000]『ベンチャー支援政策ガイド』,日経 BP 社
- MBC・三井物産業務部編[2002]『ベンチャー投資の実務』,日本経済新聞社
- 国民生活金融公庫総合研究所[2003]『2002年度新規開業実態調査』
- 新田光重[1999]「創業支援政策の理論的基礎に関する一試論」,『城西大学経済経営紀要』, Vol.17. No.1

- 新田光重[1999]「日本におけるベンチャービジネス支援政策の展開」,『城西大学経済経営紀要』, Vol.21. No.1
- 新田光重[2000]「知識創造プロセスとしての創業」,『城西大学経済経営紀要』, Vol.18. No.1
- 新田光重[2001]「産業進化と創業・成長支援策」,『岡山経済学会雑誌』 Vol.32 No.4
- 伊藤織年ほか[2002]『ベンチャー支援制度の研究』, 文眞堂
- リクルートムック[2000]『アントレ特別編集強いベンチャーをつくる本』, リクルート
- 中村憲治ほか編[2000]『2000 年度版 IT ベンチャー@21』, 翔詠社
- 『ベンチャークラブ』2001 年 5 月号, 東洋経済新報社

(辞典類)

- 西ヶ谷葉子編[2003]『クレジット・金融用語辞典』, (社)金融財政事情研究会
- 黒田直行・石井眞司編[2002]『金融取引小六法』, 経済法令研究会
- 信用組合研究会編[2001]『信用組合便覧 2001』, (社)金融財政事情研究会